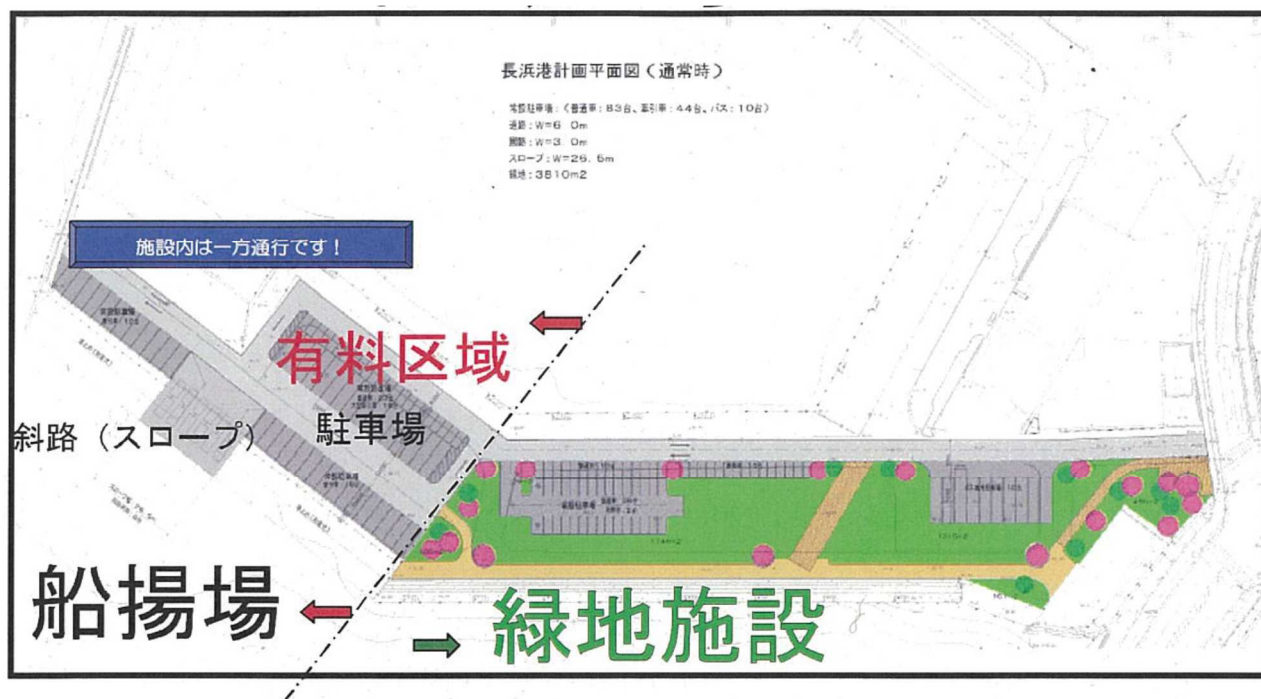


お知らせ



★平成20年5月3日から船揚場の駐車場と斜路(スロープ)の利用が有料となっています。
施設を利用される方から使用料金をいただきます。

料金(令和元年10月1日改正)

| | |
|-------------------------|--------|
| 斜路(スロープ)使用料(1隻1日につき) | 1,560円 |
| トレーラ(付自動車)の駐車料(1回1台につき) | 1,180円 |
| 普通自動車の駐車料(1回1台につき) | 590円 |

料金のお支払いがない場合、入場や施設の利用はできません。

お釣りのいらないように準備をお願いします。

★有料区域の利用にあたり、「利用申請書」に申請者氏名、船舶操縦免許取得者氏名、船舶検査証書の内容等を記入し提出してください。

★次の証明書を入口で確認させていただく場合がありますのでご協力をお願いします。

- ① 船舶操縦免許証
- ② 船舶検査証書(コピーでも可)
- ③ 琵琶湖水上オートバイ安全講習修了証

必要事項の記入がないと、入場や施設の利用はできません。

前もって氏名等を記入したコピーの提出も可能です。様式はホームページからダウンロードできます。

HP : <http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104017.html>

★利用料金の徴収時期

徴収時期は、3月～11月末の土日および休日の予定です。7月、8月は平日も徴収します。

| 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 料金徴収時間帯 |
|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|-----------|
| 平日 | | | | | | | | | | | | | 午前8時～午後6時 |
| 土日 休日 | | | | | | | | | | | | | 〃 |

★利用上のルールを守ってください。

- ①原則として、平成20年4月1日から従来型2サイクルエンジン搭載のボート等は、琵琶湖では使用できません。ただし、琵琶湖ルール（滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例）の経過措置を受けたボート等（シール貼付艇）は利用できます。
- ②午前8時以前に来られた方は、18時までに「料金の支払い」と「利用申請書の提出」を必ず行ってください。
- ③水上バイクの利用者は、滋賀県警主催の水上安全講習を受講してください。
- ④不正な利用やルール違反を繰り返された場合、施設を閉鎖することになります。

★利用者の手続き

利用申請書の記入・提出（コピー可） ⇒ 利用料金の支払い ⇒ 徴収票を受け取る
⇒ 外から見える自動車内に徴収票を置く ⇒ 施設利用（斜路、駐車場）

★長浜港利用ルールは、これまで同様に守っていただかなければなりません。



テント、イス等は禁止



ゴミの散乱、ポイ捨て禁止



ゴルフ、キャッチボール等球技禁止



花火、バーベキュー等禁止



斜路内等での給油禁止



斜路等に放置禁止、白線内に駐車

★港湾法（第37条の3）の規定により陸域水域ともにボート等の放置は禁止です。強制撤去の対象となります。

快適な長浜港をつくる会、滋賀県、長浜市
長浜警察署、水上安全協会、PW安全協会、NB S A

利 用 申 請 書

| | | | | |
|----------------------------------|--------------|--------|--|----------|
| 申請者 | 氏 名 | | TEL (必ず記入) | |
| | 連 絡 先 | 〒..... | | |
| 船舶 免許 取得者 | 免許証氏名 | | 免許証番号 | |
| | 住 所 | | | |
| | 資格・限定等 | | 有効期間 | 令和 年 月 日 |
| 船舶 検査 証書 | 所有者氏名 | | 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ----- | |
| | 船種及び船名 | | 有効期間 | 令和 年 月 日 |
| 水上オートバイ 安全講習 終了証 | 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 終了証番号 | | 有効期限 | 令和 年 月 日 |
| 釣 登録番号 | お持ちの方のみ記載下さい | | ※駐車券番号 _____ ※自動車ナンバー _____ ※類型 P W B B その他 | |
| 適合証番号 | | | | |
| 記入後は管理員にお渡しください。 ※は管理員が記入します。 | | | | |

利 用 誓 約 書

次の利用ルールを守ることを誓約します。

氏名 _____

- 長浜港の利用ルールを守ります！ ※申請者の署名をお願いします！
 - ゴミは必ず持ち帰ります。
 - 斜路（スロープ）内では燃料、オイルの給油、ボート等の放置は絶対にしません。
 - 白線以外の区域には駐車しません。
 - 花火、バーベキュー等は絶対にしません。
 - ゴルフ、キャッチボール等迷惑行為はしません。
 - テント、イス等は置きません。
 - 施設は壊しませんが、破損させた場合は届け出て弁償します。
 - 利用者同士のトラブルは起こしません。
- 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（レジャー条例）」の内容を守ります！
 - 従来型2サイクルエンジンでの航行を行いません。
 - プレジャーボートの航行規制水域での航行はしません。
 - 外来魚のリリースはしません。
 - 水上オートバイの空ぶかしはしません。
 - その他、琵琶湖レジャールールの内容は守ります。
- 長浜港およびその周辺のプレジャーボートの利用ルールを守ります！